

令和4年  
第5回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録

令和4年9月22日 開会 }  
令和4年9月26日 閉会 } 5日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（9月22日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 説明のため出席した者の職、氏名	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 補欠選挙当選議員の紹介・挨拶	8
1. 日程第1 議席の変更	8
1. 日程第2 議席の指定	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第3 会議録署名議員の指名	8
1. 日程第4 会期の決定	9
1. 日程第5 常任委員の所属変更の件	9
1. 日程第6 常任委員の選任	9
1. 日程第7 特別委員の変更及び選任の件	9
1. 日程第8 甲第1号議案及び乙第1号議案	9
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	9
1. 質 疑	10
又吉 清義君	10
末松 文信君	15
玉城 武光君	21
1. 委員会付託	24
1. 散 会	25

○第2号（9月26日）

1. 開議年月日時	27
1. 議事日程	27
1. 本日の会議に付した事件	27
1. 出席議員	27
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	27
1. 開 議	28
1. 一括議題	28
日程第1 乙第1号議案	}
日程第2 甲第1号議案	
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長：乙第1号議案）	28
1. 委員長報告（総務企画委員長：甲第1号議案）	29
1. 討 論	29

下地 康教君	29
玉城健一郎君	31
座波 一君	32
國仲 昌二君	33
1. 採 決	34
1. 閉 会	34

#### ○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	37
1. 諸般の報告	41
1. 委員会審査報告書	43
1. 変更議席表	45
1. 議案処理一覧表	47

---

## 令和4年第5回沖縄県議会（臨時会）会期日程

会期5日間 自 令和4年9月22日  
至 令和4年9月26日

	月日	曜日	日 程	備 考
1	9月22日	木	本 会 議 (議席の変更) (議席の指定) (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (常任委員の所属変更の件) (常任委員の選任) (特別委員の選任及び変更の件) (知事提出議案の説明、質疑) 委 員 会 (議案審査)	委員会付託
2	23日	Ⓢ	休 会	秋分の日
3	24日	Ⓣ	休 会	
4	25日	Ⓤ	休 会	
5	26日	月	本 会 議 (委員長報告、採決)	



## 開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君  
照 屋 守 之 君  
次呂久 成 崇 君  
喜友名 智 子 さん  
島 袋 恵 祐 君  
玉 城 健一郎 君  
上 里 善 清 君  
大 城 憲 幸 君  
上 原 章 君  
小 渡 良太郎 君  
新 垣 淑 豊 君  
島 尻 忠 明 君  
仲 里 全 孝 君  
上 原 快 佐 君  
新 垣 光 栄 君  
國 仲 昌 二 君  
瀬 長 美佐雄 君  
山 里 将 雄 君  
当 山 勝 利 君  
當 間 盛 夫 君  
金 城 勉 君  
新 垣 新 君  
下 地 康 教 君  
石 原 朝 子 さん

仲 村 家 治 君  
平 良 昭 一 君  
仲 村 未 央 さん  
玉 城 武 光 君  
比 嘉 瑞 己 君  
照 屋 大 河 君  
山 内 末 子 さん  
西 銘 啓史郎 君  
座 波 一 君  
大 浜 一 郎 君  
呉 屋 宏 君  
花 城 大 輔 君  
又 吉 清 義 君  
仲宗根 悟 君  
崎 山 嗣 幸 君  
玉 城 ノブ子 さん  
西 銘 純 恵 さん  
渡久地 修 君  
瑞慶覧 功 君  
比 嘉 京 子 さん  
末 松 文 信 君  
島 袋 大 君  
中 川 京 貴 君  
仲 田 弘 毅 君



令和4年9月22日

令和4年  
第5回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第1号）





令和4年  
第5回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

令和4年9月22日（木曜日）午前10時開会

## 議事日程第1号

令和4年9月22日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 議席の変更
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員の所属変更の件
- 第6 常任委員の選任
- 第7 特別委員の変更及び選任の件
- 第8 甲第1号議案及び乙第1号議案（知事説明、質疑）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 常任委員の所属変更の件
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 特別委員の変更及び選任の件
- 日程第8 甲第1号議案及び乙第1号議案  
甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）  
乙第1号議案 訴えの提起について

### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	14番	國仲昌二君
副議長	照屋守之君	15番	瀬長美佐雄君
1番	次呂久成崇君	16番	山里将雄君
2番	喜友名智子さん	17番	当山勝利君
3番	島袋恵祐君	18番	當間盛夫君
4番	玉城健一郎君	19番	金城勉君
5番	上里善清君	20番	新垣新君
6番	大城憲幸君	21番	下地康教君
7番	上原章君	22番	石原朝子さん
8番	小渡良太郎君	23番	仲村家治君
9番	新垣淑豊君	24番	平良昭一君
10番	島尻忠明君	25番	仲村未央さん
11番	仲里全孝君	26番	玉城武光君
12番	上原快佐君	27番	比嘉瑞己君
13番	新垣光栄君	28番	照屋大河君

29 番 山 内 末 子 さん  
31 番 西 銘 啓史郎 君  
32 番 座 波 一 君  
33 番 大 浜 一 郎 君  
34 番 呉 屋 宏 君  
35 番 花 城 大 輔 君  
36 番 又 吉 清 義 君  
37 番 仲宗根 悟 君  
38 番 崎 山 嗣 幸 君

39 番 玉 城 ノブ子 さん  
40 番 西 銘 純 恵 さん  
41 番 渡久地 修 君  
42 番 瑞慶覧 功 君  
43 番 比 嘉 京 子 さん  
44 番 末 松 文 信 君  
45 番 島 袋 大 君  
46 番 中 川 京 貴 君  
48 番 仲 田 弘 毅 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	知 事 公 室 長	嘉 数 登 君
副 知 事	照 屋 義 実 君	総 務 部 長	宮 城 力 君
副 知 事	池 田 竹 州 君	土 木 建 築 部 長	島 袋 善 明 君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	山 城 貴 子 さん	課 長 補 佐	城 間 旬 君
次 長	前 田 敦 君	主 幹	宮 城 亮 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	主 査	親富祖 満 君

---

○議長（赤嶺 昇君） ただいまより令和4年第5回  
沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きま  
す。

日程に入ります前に申し上げます。

このたびの補欠選挙において御当選になりました那  
覇市・南部離島選挙区の上原快佐君を御紹介いたしま  
す。

上原快佐君、御登壇願います。（拍手）

〔上原快佐君登壇〕

○上原 快佐君 皆さん、おはようございます。

このたび、那覇市・南部離島選挙区で当選をいたし  
ました上原快佐と申します。

どうぞよろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で新議員の紹介を終わ  
ります。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 議席の変更を行  
います。

上原快佐君の議席の指定に関連し、会議規則第4条  
第3項の規定により議席を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の変更議席表のと  
おりであります。

〔変更議席表 巻末に掲載〕

◆・・・◆

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第2 議席の指定を行います。

上原快佐君の議席は、会議規則第4条第2項の規定  
により12番を指定いたします。

休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案2  
件及び補正予算説明書の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に  
より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

◆・・・◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 会議録署名議員の  
指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条  
の規定により

38番 崎 山 嗣 幸 君 及び

44番 末 松 文 信 君

を指名いたします。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から9月26日までの5日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月26日までの5日間と決定いたしました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 常任委員の所属変更の件を議題といたします。

本件については、議員の辞職に伴い各派の所属議員数に異動が生じておりますので、常任委員の所属を変更する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により総務企画委員の仲宗根悟君を文教厚生委員に委員会の所属を変更したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、総務企画委員の仲宗根悟君を文教厚生委員に委員会の所属を変更することに決定いたしました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により上原快佐君を総務企画委員に指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、上原快佐君を総務企画委員に選任することに決定いたしました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 特別委員の変更及び選任の件を議題といたします。

本件については、議員の辞職に伴い、各派の所属議

員数に異動が生じるとともに、特別委員会に欠員が生じておりますので、委員の変更及び補欠委員を選任する必要があります。

よって、お諮りいたします。

まず、委員の変更についてお諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により、子どもの未来応援特別委員の平良昭一君を新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員に変更したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、子どもの未来応援特別委員の平良昭一君を新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員に変更することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、補欠委員の選任についてお諮りいたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、子どもの未来応援特別委員に上原快佐君を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、子どもの未来応援特別委員に上原快佐君を選任することに決定いたしました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 甲第1号議案及び乙第1号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和4年第5回沖縄県議会（臨時会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案1件、議決議案1件の合計2件であります。

甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、次に御説明する乙第1号議案に係る経費について、598万3000円を計上するものであります。

乙第1号議案は、辺野古新基地建設に係る埋立地用

途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る国土交通大臣の裁決の取消請求について訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。

○議長（赤嶺 昇君） この際、念のため申し上げます。

今期臨時会における議案に対する質疑につきましては、9月20日の議会運営委員会において確認された質疑の方法等に従って行うことにいたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入ります。

甲第1号議案及び乙第1号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

又吉清義君。

○又吉 清義君 おはようございます。

乙第1号議案について質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、議案の概要の1から4の項目について、機関訴訟と抗告訴訟について、皆さん、どのようにこれを振り分けしているか、まず伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

行政事件訴訟法第3条において、抗告訴訟とは「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」とされており、今回の訴訟は、国土交通大臣の裁決を不服として訴訟を提起するものであります。一方、機関訴訟は、同法第6条において、「国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟」とされており、これらは法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができますとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 御説明ありがとうございます。

ですから、1から4の、4項目どのように分類をされておりますかということをお尋ねしております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

今回提起しますのは、あくまでも抗告訴訟でして、

その前提となるものが令和4年8月12日に提起いたしました関与取消訴訟（裁決）に係るその関与を取り消す訴訟でして、それを取り消すために今回その抗告訴訟というものを提起させていただいているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そのために4番は確かに抗告訴訟になるかと思っております。1、2、3は機関訴訟ではないですか——で取り扱われていたものではないですかということですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず概要の1番を見ていただきたいんですけども、埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る裁決取消請求事件ということで、先ほど説明いたしました関与取消訴訟も訴えておりますけれども、その裁決そのものを取り消すために今回訴えを提起させていただいているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 どうも意味を理解していないみたいですから、一々ここで条例を読み上げている時間は——12分しかありませんから、米軍基地関係でたっぷりやりたいと思っておりますので。

そうすると、皆さん、今ごっちゃ混ぜになっている云々について、まだ明白じゃないというのが明確に分かりましたので、次、普天間飛行場代替施設建設事業が遂行されることにより、本県の利益が侵害されるおそれがあるとありますが、どのような本県の——この何というんですか、利益が侵害されるのか、ちょっと御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 御質問の件につきまして、国と地方公共団体は、対等・協力の関係であるにもかかわらず、違法な裁定的関与によって沖縄県の処分が取り消され、さらに、違法な裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならないということとなれば、公有水面埋立法に基づき不承認処分を行った沖縄県の自治権の行使が著しく侵害されることとなります。加えて、埋立工事や軟弱地盤の改良工事によって、事業実施区域等の貴重で豊かな自然環境は不可逆的な被害を受けるなど、地域環境は著しく侵害される



ということになります。

沖縄県としましては、国土交通大臣の裁決により、このような本県の利益が侵害されることになるため、抗告訴訟を提起し、当該裁決の取消しを求めることとしているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 抗告訴訟をするのは別に結構です。今、知事、大丈夫ですか。違法な処分という表現がありましたけれども、埋立承認取消しも具体的に最高裁でどのように判決が出たか御存じでこのような違法という言葉を使っているわけですよ。最高裁では、こういうのは1件もないです、後から出てきますが。そして、なおかつ環境アセスに基づいて、そのしっかりとしたアセスもする中でやっているということも、まだ知事は理解していないのかなということが、私ちょっと今、そういうふうに勝手に解釈しておりますが、本当にどのような利益が損なわれるか、まあ十分ではないということが今ははっきりしております。

次に移らせていただきます。

改めて埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対する処分とは、どのような事柄が考えられるかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県としましては、今般の国土交通大臣の裁決は無効であると考えていることから、裁決の関与取消訴訟を提起して、裁決が無効であるとの判断を求めているところでございます。一方で、裁決の無効が認められなかった場合には、裁決が有効であることが確定し、裁決が違法であるとしても、行政不服審査法上、関係行政庁を拘束し、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないこととなります。この場合の処分には、承認処分または裁決で取り消された理由とは異なる理由で再度申請拒否処分をすることが考えられますが、県としましては、国土交通大臣の裁決は違法・無効であると考えております。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

改めて埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対する処分をしなければいけないということは、承認処分または裁決で取り消された理由とは異なる理由で再

度申請拒否処分をすることが考えられますということで、元に戻って承認処分をするのか、裁決で取り消された理由とは異なる理由で再度申請拒否処分——これは不承認ですけれども——不承認処分するというような2択になるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長の個人的見解かと思えます。行政でいう、この申請に対する処分というのは、埋立て、国であれば埋立承認である。そして国以外であれば埋立免許である。それをしっかりと明確に出さなければならない。こういった感じですよ、処分。ですから、皆さんもそろそろ埋立承認をする、埋立免許を出さないといけない、その判断を、そして皆さん、しっかりとやらなければいけない。それが処分であって、ああだこうじゃないと思えます。そしてそういう瀬戸際に来たと。

次、4番に移らせていただきます。

県がこれまで実行してきた埋立事業において、設計変更がなかった事業、また変更をしなければならなかった事業等はあったかどうか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部における主な埋立事業としては、道路事業、港湾事業がございます。これらの埋立事業において、現場条件等により設計の概要変更を行った事例はございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 やはりこのように事業を進める中で、設計変更は、実際県のほうも多々あるわけです、皆さん。ただ問題は、これを設計変更して、しっかりとした一つずつの問題がクリアしていくのが当然であって、私からすると、皆様みたいに、いたずらに時間をかける、そしていたずらに、本当に皆さん、あるべき姿で行政を進めているか、非常に疑問でなりません、私は正直言って。ですが県においても埋立事業にも実際あるんですから、やはりそれはフェアにするべきではないかということをあえて言わせていただきます。あるということが明確ですので、また後ほど詳しく聞きたいと思えます。

次、県が平成30年、埋立承認を撤回した機関訴訟はどのように最高裁から判決が下されたか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

平成30年の県の承認撤回に係る令和2年3月の関与取消訴訟の最高裁判決では、上告棄却の判断が示されております。

○又吉 清義君 ちょっと休憩してもらっていいです

か。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 もう少し丁寧に、例えば皆様お手元にあるかと思えます。この判決の——3月26日に出されたもの、そして同じく判決理由要旨というのがありますが、一番大事なのはやはり、最後に5のところと判決理由要旨とか、4のところ、どのように最高裁の判決は判断下されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

ちょっと長くなりますけれども、県の主な主張というところから説明させていただきますと、法律上、裁決は国の関与から除外されているが、裁決の形式を取っていても、当該裁決の成立の要件を欠く違法などがある場合には、当該裁決は裁決とは扱われず国の関与に該当するというような主張、それから沖縄防衛局が固有の資格において相手方になったものであり、行審法が適用されず、したがって、同法に基づく審査請求は行えない——これはその不適法な審査請求に対する裁決がされても、これは成立の要件を欠き違法・無効であるという主張。それから埋立処分は、形式的にも実質的にも埋立免許処分と異なること、本件埋立事業の目的が外交防衛上の一般公益であること等から、国の機関等であるからこそ受け得る処分であり、沖縄防衛局が固有の資格において受けた処分であること。それから、審査庁でない国交大臣が裁決を行っているため、当該裁決には成立の要件を欠く違法性があるというような主張を行っております。

それに対して国の主張ですけれども、まずその本件裁決は、沖縄防衛局による行審法に基づく審査請求に対する裁決であるから、国の関与からそもそも除外されているということ。それから、国の機関等が行政処分を受けた場合は、当該機関等は固有の資格ではない立場において処分の相手方となったものと言えると。埋立承認は行政処分であるから、沖縄防衛局は固有の資格ではない立場において、本件承認取消処分を受けたものであり、行審法の適用があるといったような主張をしております。

それに対して最高裁の判決ですけれども、国の機関等が一般私人が立ち得ないような立場において、相手方となる処分であるか否かを検討するに当たっては、当該処分に係る規律のうち、当該処分に対する不服申立てにおいて審査の対象となるべきものに着目すべきであると。今回の埋立承認のような特定の事務または事業を実施するために受けるべき処分について、国の機関等が相手方となるものであるか否かは、当該事務または事業の実施主体が国の機関等に限定されているか否か、また限定されているとすれば、当該事務または事業を実施し得る地位の取得について、国の機関等が一般私人に優先するなど、特別に取り扱っているか否かを考慮して判断すべきであるというような判決をしております。

結論的には、本件では処分を受けた後の事務または事業の実施の過程等における監督、その他の規律に差異があるものの、処分要件に実質的な差異が認められず固有の資格によって受けた処分とは認められないという理由から、県が敗訴という形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 長くて、私も頭がこんがらがっておりますが、今部長がおっしゃった皆さんの主張、この論旨については最終的に採用することはできないと。例えば、これは最後でこういうふうには結ばれていますよね、今言った一つ一つ、以上によれば、本件埋立承認取消しは、沖縄防衛局が行政不服審査法第7条2項にいう固有の資格において相手方となった処分と言えないとした原審の判断は是認することができる。そして原判決に所論の違法はなく、論旨——皆様方の主張は、これは採用することはできないと。なお、その上、その余の上告受理申立て理由は、上告審での決定において排除されたと、先ほど排除されたというお言葉がありました。そして、このようにやはり皆さんが主張している国の関与にこういうのは、これはそうではないですと、しっかり国は皆様方に、そして違法性もないですと、そして国土交通大臣がやっている私人関係とかこういうのも、皆さんの主張は通りませんと、2回もこれをしっかりと判決を下されている。

ですから、そのような中において、私は先ほどこの機関訴訟1、2、3はそれに該当して、既に結論は出ているのに、また皆さん、これ出すんですかと。結論が出てないんだったらいいです。既に出ているのに、また皆さん抗告訴訟をするために、ウチナーグチで言えばアチラシケーサーして、いかにも返事がなかったみたいなのをするというのはいかがなものかなと。



そのために予算も組む、これもいかなものかなと。私はこれはおかしいんじゃないかと思えます。やっぱりポイントはポイントでしっかりとまとめてやるのならまだ分かります。それをポイントを抜きにして、そういうふうに判決が下ったものをまた持ち出して、また出して、その裁判費用も予算に組むというのはいかなものかということのを改めて指摘をしておきます。すみません、時間ないので。

次、普天間飛行場で一番被害を受け、一日も早い危険性の除去を訴えている市民はどここの市民であるか、皆さん御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

普天間飛行場の移設問題について、一番被害を受け、一日も早い危険性の除去を訴えている市民は、これは宜野湾市民であると認識しております。ただ一方で、米軍基地に起因する事件・事故及び騒音などの影響は、これは宜野湾市民にとどまらず、全県的に及ぶものであるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 別に今、反対はいたしません。一番困って被害を受けたのは宜野湾市民であると、選挙でもしっかりと、辺野古にもう早く持っていきなさいと結果も出ましたよ、皆さん。出ましたよ。知事もよく御存じかと思えます。そして名護でも、断腸の思いで人の命を救うために、もうやりましょうと、こちらに断腸の思いで移していいと、その結果も出たということです。確かに米軍基地があるおかげで事件・事故がある。これは否定はいたしません。しかし皆さん、辺野古見てください。辺野古の事件・事故、御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 事故については、もろもろ起こっているかと今思っておりますが、議員御指摘の具体的な事件・事故という観点では、そういう質問をしていただかないと答弁のしようがないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 別に答弁はする、しないじゃなくて、これは担当課であれば、やはり沖縄全体に基地があるおかげで事件・事故があるというからには、どこにどのようにあるか把握をしないと大変です。大変で

すよ。真剣味がありません、正直言って。もう少し真面目にやってくださいと私は言いたいです。

ですから、辺野古におきましては、米軍との交流も持つ中で、お互いとお互いする中で、地域で25年以上も皆さん交流会しております。ほとんど事件・事故がありません。ありません。残念だけれども、オール沖縄の皆さん、対立だけあっております。これでは収まりませんと私は言いたい。大事なものは、本当に知事が対話、対話するんだったら、もっと米軍基地とも対話してください。米軍基地見たら、拳しか上げないですよ。これで事件・事故が収まりますか。やはりもっと——ですから、それをなくすのは、これはもう当たり前です。そして一番普天間飛行場問題で苦しんでいるのは、宜野湾市民なんです。宜野湾市民は、とにかく早く移してもらいたいと、選挙の結果も出ました。知事、これについてどう見解いたしますか。宜野湾市民は切り捨てるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も先般の県知事選挙におきましては、辺野古の新基地建設の反対と普天間基地の一日も早い危険性の除去を訴え、多くの県民からその負託を頂戴したという認識に立っております。辺野古の埋立てでは、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということは明白であります。ですから、我々は対話をもって、その問題の解決に当たっていただくということを繰り返し政府に要請をさせていただいております。その方向で、議員にも御協力賜ればというように存じます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 よく知事は、一日も早くと言っておりますが、皆さん、知事が協力すれば10年かからないんです。10年かからないんですよ。一日も早くと言うあなたが、埋立承認申請見てください。だらだらだらだらと長引いて。これでできるわけないでしょう。うそですよ、今知事の答弁は。本当に一日も早くしたいんでしたら、行政法にのっかってちゃんとした期間内で審査してくださいよ。皆さん、サンゴから埋立てから設計変更から、対話を持つために国は1年と6か月間も工事をストップしたんです。誰がしたんですか、これを。させたんですか。あなた方がやったんです。これで一日も早くしなさいというのは、私は全く理解できません。

そして、一日も早くするために知事はこのようにまた訴訟を起こしますけれども、これまでの訴訟費用の総額は2億2375万円とありますが、基地問題の解決に向けたどのような費用対効果があったのか御説明く



ださい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

これまでの訴訟のうち、平成28年の和解で終結した3件の訴訟は、沖縄県の主張が認められる形で終結したものであり、実質的には勝訴判決と同等のものであると考えております。また、昨年7月のサンゴの是正の指示に係る最高裁判決におきましては、敗訴となったものの、5名のうち2名の裁判官が反対意見を述べ、その内容は、県の主張に沿ったものになっていることから、県の主張は行政法の観点から合理的で、正当性があつたものと認識しております。

以上の訴訟結果から、辺野古新基地建設問題についての国民世論を喚起するなど一定の効果があつたものと考えております。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 私、実質的な勝訴判決と同等のものというような答弁をさせていただきましたが、和解によって国の埋立工事を止めることができたこと、国が代執行、執行停止を行うために必要な訴訟を取り下げたことにより、県勝訴と同様の効果が得られたという意味で捉えております。

それから、国民世論の喚起が一定の効果ということにつきましては、玉城知事の就任後、全国で少なくとも61の地方議会で、国民的議論を求める陳情等が可決または採択されるなど、県や県民の取組に呼応し、共感の輪が広がりつつあると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、今の答弁、自分でおかしいと思いませんか。一日も早く危険性の除去をしなければならぬのに、知事が工事を遅らせた、すばらしいと。一日の——遅らせるために皆さん予算をかけたんですか。違うでしょう。基地を一日も早く動かすために、解決するために予算をかけているんでしょう。今の答弁、自分でおかしいと思わないのか。そして日本全国に呼びかけて、東京都でどのようなことが議決されましたか。内地にも持っていき、県外にも持っていきとあるから、やらないという議会も決議したぐらい

ですよ、皆さん。ここに来て反対運動している皆様方が。こんな異常なことが通りますか。おかしいと思いませんか。

じゃあと1点伺います。

今回の解決に向けた費用対効果は何が期待できるのかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

今回の抗告訴訟において、県が勝訴した場合には、国土交通大臣が行った不承認処分を取り消す旨の裁決が取り消されることとなります。裁決が取り消された場合には、不承認処分は取り消されていないこととなりまして、沖縄防衛局は大浦湾側の軟弱地盤の工事を行うことができず、結果として、埋立工事全体を完成させることがより困難な状況になるものと考えております。

県としましては、政府に対して、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれず、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設に取り組むよう求めていく考えでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 何を理由に県が勝訴することが根拠にありますか。お答えください。皆さんはこれまで11回、9回の裁判、一度も勝つたことないです。何を理由に勝てるという根拠があるんですか。それ御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今議会で抗告訴訟に係る議案を通していただきましたら、抗告訴訟におきまして、県の正当性、不承認処分が適正であつたというようなことについてしっかりと訴えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 抗告訴訟は皆さん、既に係属中もありますよね、御存じですよ。これも沖縄県が埋立承認撤回した抗告訴訟もあります。それもどうなっていますか、皆さん。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 現在、係争中の抗告訴訟におきましては、主に論点と申しますか、2点あるかと思っております。1つ目は、法律上の争訟性、もう一つが原告適格というところでございます。高裁の判決によりますと、本件の訴えは沖縄県が固有の——国を被告として裁決の取消しを求めるものであり、これ平成14年最高裁判決とは事案を異にする。そこで差し当たり原告適格を有するか否かについて判断をするというような判決になっております。この原告適格についてですけれども、行政庁の公権力の行使から私人の権利利益を保護するために設けられたものでありまして——行政取消訴訟ですね——究極的には憲法第32条の定める基本的人権としての裁判を受ける権利に基づくものであると解されるとしております。本件では、自治権等々を根拠としまして、関係規定を検討したとしても、沖縄県の有する権利利益として、私人が裁判を受ける権利によって救済を認められるべき性格の権利利益と同等のものを見いだすことは困難であると言わざるを得ないということで高裁は判決しておりますけれども、沖縄県としましては、法律上の争訟性、それから原告の適格について最高裁でしっかりと県の主張を行っていきたいというふうを考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 だから部長、最高裁から判決を受ければもう少し理解してください。おかしくないか。沖縄県が埋立承認撤回についても、埋立撤回、これもう最高裁でも決断出たんです。埋立承認されたんですよ。そしたらその中、設計変更もあるところも承認されたんですよ。されているのにこれがどうしてひっくり返りますか、皆さん。何回されましたか。3回もされていますよ。おかしいと思いませんか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 先ほど来引用しております最高裁の判決ですけれども、これは県が撤回を求めた裁判に対する判決でありまして、今回の抗告訴訟は、不承認処分に対する裁決の取消しを求める訴訟として提案させていただいておりますので、先般の最高裁の判決というものとは別であるというふうを考えております。

○又吉 清義君 米軍基地関係で頑張りましょう。時間はたっぷりありますよ。楽しみにしていますよ、私。

ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 それでは、甲第1号議案及び乙第1号議案について質問を行います。

まず、質問に入る前に、知事から先ほど議案、提案説明がありましたけれども、その中で辺野古基地建設に係る埋立地用途変更云々とありますけれども、この辺野古新基地というのは、どういうことでそういう表現をされているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

県としましては、政府が推進する辺野古移設計画において係船機能付護岸、それから弾薬搭載エリア、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされていることから、単なる代替施設ではなく新基地であると認識しております。

一方で、公有水面埋立法の許認可に関係する許認可等の事務に関しましては、事業を特定するため、公有水面埋立承認願書に記載されている普天間飛行場代替施設建設事業との名称を用いております。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 なぜ公に示されている名称を用いないんですか。これで、この議案で質問できないですよ。訂正しないと議論できないですよ。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 先ほど答弁させていただいたように、我々としては、政府が推進する辺野古移設計画については、係船機能付の護岸ですとか、弾薬搭載エリア、2本の滑走路の新設など、この現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされていることから……

○末松 文信君 同じ答弁は要らないよ。

○知事公室長(嘉数 登君) そういう、その新基地であるとの認識を持っているということでございませぬ。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

まず、その今回の訴えの提起に関する議案の概要を見ていただきたいんですけども、事件名は埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る裁決の取消請求事件ということで、事件名としてはこの埋立地用途変更・設計概要変更承認申請という言葉を使っております。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

末松文信君。

○末松 文信君 これも非常に問題で、事件名とあるけれども、この用途変更・設計概要変更等が記されていますが、これ主語がないんですよ。どこの埋立てなんですか。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長 (嘉数 登君) これも同じく訴えの提起についての概要ですけども、事件の概要として、沖縄県知事が行ったということで記載をさせていただいております。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時52分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長 (嘉数 登君) お答えいたします。

これは事件の概要ですけども、沖縄県知事が行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分についてということでございます。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 そのとおりに書けばいいんですよ。書いてない、どこにも。

それで——途中、変なことから始まったから、冒頭から、最初からやり直したいと思います。

今回の抗告訴訟の必要性についてでありますけれども、そもそも普天間飛行場の代替施設建設は、遡ること26年前の平成8年、1996年4月12日、橋本総理とモンデール駐日米国大使との会談で、危険な普天間飛行場の全面返還が合意され、同12月2日のSACO最終報告にあります。自来、鳩山由紀夫首相の迷走など紆余曲折を経て、平成25年、2013年12月、当時の

仲井眞知事が代替施設建設用地の埋立てを承認いたしました。そこで埋立工事がスタートしたわけでありませう。

ところが埋立事業が進行する中で、平成27年10月、当時の翁長知事は前知事の承認には瑕疵があるなどとして、その承認を取り消した。以来、県と国が対峙し、訴訟に発展してきたわけでありませう。しかしながら、裁判の結果、瑕疵は認められず、最高裁の判決では県は敗訴し、翁長知事自ら承認の取消しを取り消した経緯があります。以降、県は様々な訴訟を繰り返してきたが、ことごとく却下され、係争中を含めこれまでの裁判は11件、費やした費用は約2億2300万円に上っている。この費用は全て県単独の血税であります。にもかかわらず、今臨時会に勝算のない訴訟の提起と訴訟費用598万3000円の補正予算を提案しております。

そこで伺います。

通告のAとイについては、資料に基づいて一括で伺いますけれども、普天間飛行場代替施設建設に係る訴訟は11件あるようですが、資料3-3、1、これまでの訴訟に要した委託料の一覧の表がありますけれども、この訴訟、提訴日、委託料及び備考を読み上げて説明をしてください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長 (嘉数 登君) 答弁いたします。

まず訴訟ですけども、代執行訴訟、これは平成27年提訴ですけども、委託料が1439万4240円、それから執行停止決定に係る抗告訴訟、これが916万2720円、それから関与取消訴訟、これは執行停止決定に係るものですけども、532万2240円、それから不作為違法確認訴訟、これは平成28年ですけども、こちらが1431万8640円、それから……

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長 (嘉数 登君) 最初からやり直しの答弁させていただきます。

和解によって取下げというところが最初の3件でございます。不作為違法確認訴訟、これ1431万8640円ですけども、これは敗訴となっております。岩礁破砕差止訴訟、これが平成29年、委託料として1127



万1960円、これは敗訴。それから関与取消訴訟（執行停止）ですけれども、平成31年でこちらは360万6120円、これは係属中に裁決がされたため、県の取下げというふうになっております。それから関与取消訴訟、これは裁決ですけれども、令和元年361万4520円、これは敗訴ということになっております。それから抗告訴訟（裁決）、これは令和元年ですけれども、1142万2320円、こちらは現在係争中ということになっております。それから令和2年のサンゴに係る関与取消訴訟、これは是正の指示に係るものですが、委託料として679万1400円、こちらは敗訴ということになっております。それから関与取消訴訟、これは裁決ですけれども、これは令和4年8月12日です、184万2225円、こちらは係属中。これは不承認処分に係る裁決に対しての訴訟ということになります。それから関与取消訴訟、こちらは裁決ではなくて是正の指示でございますけれども、255万2550円ということで、こちらは係争中ということになっております。以上、11件となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 部長、委託料の合計とか、下の2億2375万円云々までちょっと説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど答弁させていただいたのは委託料のみですが、この委託料を含めたこれまでの訴訟に直接要した費用の総計が9420万6026円、それから弁護士への法律相談、それから国地方係争処理委員会への審査の申出、行政不服審査法に基づく審査請求に係る対応など、この訴訟以外に要した費用の総額が9001万600円、それから訴訟等に係る出張など旅費の総額が3954万1400円。これらの合計額、これまでの訴訟費用の総額という形になりますが、2億2375万8026円ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは、次にこれまでの訴訟における判決主文表がありますけれども、この訴訟と分類、判決言い渡し日、判決主文を読み上げて説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 答弁させていただきます。

まず取下げに係る部分については特にございませんが、平成28年の不作為違法確認訴訟、これは判決の主文として、本件の上告を棄却すると。それから岩礁破碎差止訴訟、これは高裁のほうで、本件控訴を棄却するという形になっております。関与取消訴訟、これ執行停止ですけれども、これは取り下げております。それから関与取消訴訟（裁決）で、これは最高裁で本件上告を棄却するという主文になっております。それから抗告訴訟、これは裁決ですけれども、高裁では、これ令和3年に本件控訴を棄却するというようになっておまして、こちらのほうについては、現在、最高裁で係争中という形になっております。それからサンゴに係る関与取消訴訟、これは是正の指示に係る最高裁ですけれども、本件上告を棄却するという形になっておまして、関与取消訴訟、これ今年度提起したものですけれども、裁決是正の指示ですけれども、現在係争中という形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは次のウですけれども、今回の訴訟の根拠について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回の抗告訴訟では、沖縄県が行った不承認処分は適法であり、これを取り消した国土交通大臣の裁決は違法であると考えられることから、行政事件訴訟法に基づき裁決の取消しを求めて訴訟を提起するものであります。沖縄県としては、変更承認申請の内容が、工期を当初の承認と比べて実質3倍以上に長期化するなど、埋立ての必要性や国土利用上の合理性が認められないことに加え、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶB27地点においては力学的試験を実施しておらず、災害防止への配慮が不十分であると考えています。さらに、工事に伴う水中音がジュゴンに影響を及ぼしていることが否定できず、地盤改良に伴い海底地盤が最大14メートルの高さまで盛り上がる箇所が実施されておらず、環境保全への配慮が不十分であるなど、公有水面埋立法の要件を満たさないものであると考えているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 先ほど又吉議員からもありましたけれども、皆さんのこの事件の概要を見ても、普天間飛行場代替施設建設事業が遂行され、本県の利益

が侵害されるおそれがあるとありますけれども、どのような利益が侵害されるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

国と地方公共団体は対等・協力の関係にあるにもかかわらず、違法な裁定的関与によって沖縄県の処分が取り消され、さらに、違法な裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないこととなれば、公有水面埋立法に基づき、不承認処分を行った本県の自治権の行使が著しく侵害されることになると考えております。加えて、埋立工事や軟弱地盤の改良工事によりまして、事業実施区域等の貴重で豊かな自然環境は、これは不可逆的な被害を受けるなど、地域環境は著しく侵害されることとなります。

県としましては、国土交通大臣の裁決によって、このような本県の利益が侵害されることになるため、抗告訴訟を提起し、当該裁決の取消しを求めることとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 部長、訴えの提起の2の事件の概要のところ、私がさっき読み上げたところですけども、この下から3行目、沖縄県知事が当該裁決の趣旨に従い云々のところから、そこを読み上げていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 沖縄県知事が当該裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をすることにより、普天間飛行場代替施設建設事業が遂行され、本県の利益が侵害されるおそれがあることから、那覇地方裁判所に提訴するものであると。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 この文面を見ると、普天間飛行場の代替施設建設事業が遂行され、遂行されですよ、本県の利益が侵害されるおそれがある。この普天間飛行場の代替施設建設が遂行されると利益が侵害されるおそれがある。これ確認します。この文章、それでいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県のどのような利益を守ろうとしているかという御趣旨の質問だというふうに理解しまして、先ほども答弁させていただきましたが、国と地方公共団体、対等・協力な関係であるにもかかわらず、違法な裁定的関与によって沖縄県の処分が取り消され、さらに、違法な裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないことになれば、公水法に基づき、不承認処分を行った本県の自治権の行使が著しく侵害されるというふうに考えております。それから、埋立工事や軟弱地盤の改良工事によって、事業実施区域等の貴重で豊かな自然環境は、これは不可逆的な被害を受けるなど、地域環境は著しく侵害されることになるといことで、自治権の行使が著しく侵害されるということと、地域環境が著しく侵害されるということが利益の侵害であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これ少し基本的な話を聞きますけれども、公有水面埋立法というのは、その地域の利益を侵害するような法律ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 公有水面埋立法でございまして、そもそも公有水面を変じて陸地として財産権を付与する制度を定めました手続法でございまして。その中で、承認等の要求につきましては、第4条第1項各号によりまして、例えば「国土利用上適正且つ合理的なること」、その埋立てが「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」、そういったものの要件を確認して免許権を付与する手続法でございまして。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 そうした要件を確認した上で承認をしたわけですよね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 平成25年12月、当時の知事によって承認をされている状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 先ほどの公室長の答弁ですけども、こう書いてあるんですよ。

沖縄県知事が、当該裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をすることにより、普天間飛行場代替施設

設建設事業が遂行される。そのため本県の利益が侵害されるおそれがある。皆さんが不承認したことは、軟弱地盤ではなかったんですか。この事業が進むことについて不承認するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今回の不承認処分理由でございますけれども、公有水面埋立法の適合性について厳正に審査をして、適正に判断を行ったところでございます。主なものにつきましては、先ほども述べましたけれども、災害防止の観点ですとか、環境保全、あるいは埋立ての必要性等、国土利用上適正かつ合理的なるものとは、合理性があるとは認められないというところで不承認処分と判断したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 話が行ったり来たりして恐縮ですけども、土建部長、前回も議論したんですけども、この埋立事業を進めるための、その専門委員会がありますよ。そういった技術検討会でしっかりと検討したものの上に、あなた方の知見が上回って、今言う発言があるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 国において検討されているその技術検討会で出された資料についても、我々今回の承認、不承認の判断材料の参考資料ということで判断をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それ以上議論してもあれですが。

私は今回の提起について、普天間飛行場の代替施設事業が遂行されることを懸念して不承認としていると、この文章を見る限りそういう理解しかできないんですよ。別にあの軟弱地盤だから訴訟を起こすとかいうことは書いていないんですよ。普天間飛行場代替施設建設事業が遂行され本県の利益が侵害される。代替施設の建設が進むことによって県の利益が侵害される。別に現場の話ではないわけですよ。これ政治的な話をやっているわけですよ。知事、どうなんですかこれ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 先ほど土木建築部長からありましたように、変更承認につきましては公有水面埋立法に従い、私どもは不承認という処分をしたところでございます。これにつきまして、防衛局長の国交相への審査請求によりまして、私どものこの不承認処分を取り消すという裁決が出ております。ただ、私どもこの不承認という処分について、公水法に基づいて適正に判断したということを考えていることから、そのまま——例えば抗告訴訟を提起せずに、国交相の私どもの不承認を取り消す旨の裁決を受け入れた場合には、そのまま工事が進むということになります。私どもは不承認のものにつきましては、公水法の様々な要件に従いまして適正に不承認という処分をしたというふうに考えておりますので、今回抗告訴訟を提起させていただいて、改めてその司法の判断を仰ぐということにしているものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 副知事、そういう答弁されるけれども、中身はそう書いていないんですよ。事業が遂行されていく中で、県の利益が侵害されるからこれを不承認にしていますよというふうにししか読めないんですよ。そこは指摘して終わります。

それで公室長、さきのこれまでの訴訟に係る話ですけども、7番の関与取消訴訟、それから同じようなものがたくさんあるんですけども、今回の訴えは、国の関与に関する訴訟ですよ。これを前に同じような訴訟を起こして、最高裁の結論は出ているんですよ。また同じことを、手続で時間稼ぎをするんですか、それとも。勝てる根拠があるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員おっしゃっていたのは、関与取消訴訟の撤回に係る判決だったというふうに理解しておりまして、今回抗告訴訟で提起しようとしているのは、不承認処分に対する裁決を取り消すための抗告訴訟という形で提起させていただきたいということで議案を上程しております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いや、事件そのものは違うけれども、同じ性質のものですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。



○知事公室長（嘉数 登君） 令和2年の最高裁判決では、固有の資格ではないということ引用されていることかと思いますが、沖縄防衛局長は行政不服審査法に規定する固有の資格において不承認処分を受けたものであることから、これに対して審査請求を行うことは認められず、このような不適法な審査請求に対して行われた裁決は無効であるというふうに考えております。すなわち、既に埋立てを行う法的地位を得ているものが設計概要の変更を行おうとする場合には、これ私人であれ国の機関であれ、公有水面埋立法に定める要件を満たすことが必要となりますけれども、裁決書には、国の機関が埋立工事の期間を長期化する場合には、私人の場合と異なって、それ自体が審査の対象とならないとし、さらに処分庁が国土利用上、適正かつ合理的なることの要件判断として工期の長期化を考慮することすら認めておりません。これは設計概要の変更を行うにつき、国の機関たる沖縄防衛局長が私人とは異なり、特別に扱われているということであり、令和2年3月の最高裁判決の考え方に従っても固有の資格に該当するというふうに考えておいて、我々はその今回抗告訴訟というものを提起したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 以前にも国であったり、私人であったりということでの議論があったわけですよ。それは私人であろうと公であろうと、係争処理委員会とかいろんな段階でも、これみんな、皆さんの訴えは退けられてきているわけですよ。今回も手続上そういった段階を踏んでいくと思うんですけども、それで本当にこれだけ500万余りの金をかけてこれ勝てるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県としましては、変更承認申請の内容が公有水面埋立法の要件を満たさず、不承認処分は正当であるというふうに考えておきまして、今回の裁決は違法なものであると考えていることから裁決の取消しを求める訴えの提起を議案として提出し、御審議をお願いしているところです。

本議会において議決が得られましたら、準備が整った次第訴えを提起して、裁判において県の正当性を主張してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 同じことを繰り返してやっていますけれども、先ほどの不承認の理由というのは、軟弱地盤ではなくて、やっぱり事業が遂行されることにあるというふうに私は指摘しておきたいと思っております。

それで裁判の結果についての対応です。

これまでの裁判結果も尊重してきましたと思いますが、今回の訴訟も結果は火を見るより明らかだと思いますけれども、裁判の結果は尊重されますか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回議決が得られましたら、提起することとなる抗告訴訟については、勝訴に向けて今後争っていく段階にあるため、現時点で裁判の結果に対する対応について予断を持ってお答えすることは差し控えていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いや、結果を尊重するかと聞いているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 裁判の結果についてですけれども、一般論としまして、行政がその司法の最終判断を尊重するということは、当然なことであるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 皆さんはこれまでの判決を真摯に受け止めて対応しておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 裁判の結果を真摯に受け止めて対応するとともに、県民の基地問題に対する民意というもの、それから、その県として守るべき利益が何なのかということをしつかりと考えながら、これは弁護士や行政法学者の意見等も参考にしながら事務を進めているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 しつかり頑張ってくださいと思います。

それと関連して、県が提訴してきた裁判についてですけれども、これは取下げ、棄却、敗訴、いろいろありますが、この訴訟業務を委託される弁護士の選任方法について、どのような手続で行っているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 弁護士の選任に係る御質問ですけれども、今後その議会の議決をいただいでから弁護士と訴訟委託契約を締結することとなりますが、どの弁護士と契約するかについて、今現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思います。その上で申し上げますと、県としては、辺野古新基地建設問題の経緯、それから法的論点、行政手続等に精通している弁護士と契約する方針としております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これまでの訴訟を見ますと、何か委託はしたものの取下げだったり、棄却だったり、敗訴が続いてきているわけですね。係争中は除いて。この弁護士は、これまで同じ弁護士がやってきたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

この問題をめぐる経緯、法的論点、行政手続等に精通しているという方々、弁護士を選定しておりますけれども、この間の訴訟において全てが同じ弁護士であったということではございません。全て同一の人であったということではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 具体的に替わったという弁護士がいたら、紹介してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 議員申し訳ございません。

今手元に各弁護士のリスト等、手持ちで持っておりますので、これは後ほど提供させていただきたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ぜひそうしていただきたいと思いません。

ただ私が言いたいのは、これだけ長い間、裁判を続けてきて、県の顧問弁護士もいるでしょうけれども、この何名の弁護士がどういう対応しているかは分かりませんが、そういったことについても少し紹介したほうがいだろうというふうに思って、今質問をいたしました。今後もこれだけの予算をかけて訴訟を起こすということですから、それなりの弁護士を投入してやらないと勝てる話はないんじゃないかと私は思います。そういうことで——ただ、本件はもう勝てる裁判ではないというふうに私は認識しております、この案件には賛成しかねます。

以上を申し上げて終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 抗告訴訟の提起に至るまでの経緯を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

令和2年4月21日に沖縄防衛局が県に対して公有水面埋立に係る変更承認申請書を提出し、令和3年11月25日に県は当該申請に対して不承認処分を行いました。これに対し、同年12月7日に沖縄防衛局は、国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づき審査請求を行い、令和4年4月8日に国土交通大臣が、県の不承認処分を取り消す裁決を行っております。裁決に不服がある場合は、行政事件訴訟法に基づき取消訴訟を提起することが可能であり、今回の訴訟の提訴期限は10月11日となっていることから、今回、議決が得られましたら、可能な限り速やかに裁決の取消しを求めて抗告訴訟を提起することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 国土交通大臣裁決の違法性についての県の主張を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県は、今般の国土交通大臣の裁決は、県が公有水面埋立法に基づき適正に行った不承認処分を取り消すものであることから、違法であると考えております。

具体的には、変更承認申請の内容が工期を当初の承認と比べて実質3倍以上に長期化するなど、埋立ての必要性や国土利用上の合理性が認められないことなどに加え、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶB27地点においては力学的試験を実施しておらず、災害防止への配慮が不十分であると考えております。さらに、工事に伴う水中音がジュゴンに影響を及



ばしていることが否定できず、地盤改良に伴い海底地盤が最大14メートルの高さまで盛り上がる箇所の調査が実施されておらず、環境保全への配慮が不十分であるなど、公有水面埋立法の要件を満たさないものであると考えております。また、国の機関たる沖縄防衛局は、一般私人と異なり、法律上、工期を実質3倍以上に変更する場合であっても、変更の許可が不要とされているため、私人では立ち得ない立場であるというほかなく、不承認処分は固有の資格において受けた処分に該当し、審査請求は不適法であるということから、裁決はそもそも無効であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 知事は、昨年11月に沖縄防衛局の設計変更申請を不承認といたしました。その正当性についての説明を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところであります。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、令和3年11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 その違法性と正当性についての説明をいただきました。

次に、これまで国は、沖縄県が行ってきた埋立承認撤回や設計変更不承認を新基地建設を進める同じ内閣の一員である国土交通大臣が取消しを行ってきた。こうした行政行為が認められれば、知事の権限や役割が否定され、何でも国の思うがままになってしまう。これは沖縄だけでなく、全国の問題です。地方自治や民主主義を守るためにも、行政としておかしいことは放置してはいけません。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 辺野古新基地建設に係る政府の対応は、民主主義や地方自治の問題など民主主義国家の根幹に係る重大な問題を顕在化させているものと考えております。本件のように、国が私人になりすまし、国民に権利利益の救済を目的とする行政不服審査制度を利用して地方に關与する手法がまかり通れば、政府がその方針に従わない地方公共団体の行政処分に対し、強制的に意向を押し通すことができるようになり、地方自治は保障されません。

このようなことから、辺野古問題は単に沖縄県だけの問題ではなく、全国の地方公共団体にとっても大きな影響を与えるものであります。このため地方自治体が行った処分について、審査請求のを通じて大臣が關与する裁定的關与は地方自治体が行った処分を取り消すということも可能であることから、これは地方分権改革に際し、全国知事会等から問題が提起されていきました。沖縄県では、知事の処分が大臣に取り消されるという事態が生じていることから、全国知事会に同制度の見直しを提案し、昨年の会議において国への提言書に盛り込まれたところです。

県としては、引き続き全国知事会と連携しまして、憲法が定める地方自治の本旨の実現のため、政府に対し、同制度の趣旨の見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 これまで県が訴訟において主張を構築するに当たって、行政法学者からはどのような意見があったんですか。説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県としましては、行政法学者と検討を重ね、県の主張を構築した上で各訴訟に臨んでおります。例えば、国の機関である沖縄防衛局が国民の権利利益を救済するための行政不服審査制度を用いることが許されないことや、地方公共団体が適法に抗告訴訟を提起できることなどの法的論点につきまして、行政法学者からの意見を踏まえ整理検討し、県の主張を構築してまいりました。特に、平成30年10月に沖縄防衛局が国土交通大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立てたことにつきましては、全国の行政法研究者110名が、国が公有水面埋立法により与えられた特別な法的な地位——固有の資格にありなが

ら、一般私人と同様の立場で審査請求を行うことは許されず、違法行為にほかならない。それから、撤回処分の適法・違法及び当・不当の審査を、国という行政主体内部において優先的に、かつ早期に完結させる意図から国交相に審査請求等を行わせたことは、審査庁に特に期待される第三者性、中立性、公平性を損なわしめるものである。さらには、政府のこのような手法は、国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するものであり、法治国家にもとるものと言わざるを得ないというような声明を発表しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、法学者からの意見もあったということですが、これまでの訴訟で辺野古新基地建設に伴う埋立承認の取消しや撤回についての実質審理は行われていたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 令和元年に提訴した県の承認撤回に係る抗告訴訟ですけれども、国土交通大臣の行った承認撤回を取り消す判決の取消しを求めて訴えの提起を行ったものであります。同訴訟では、国土交通大臣の判決が公有水面埋立法に照らして適法であるか否かに加えまして、裁判所が判決を行うために必要な訴訟要件——これは、法律上の争訟、それから原告適格を満たしているかが争点となっております。最高裁に係属中ではありますが、これまで埋立承認の撤回に係る公有水面埋立法の要件に関しまして、実質的な審理はなかったものと認識しております。このほかにも、平成29年の岩礁破碎差止訴訟、それから令和元年の承認撤回を取り消した判決の取消しを求めた関与取消訴訟におきましても、岩礁破碎等許可や承認撤回の適否については、何ら判断が示されることなく県の訴えが棄却されております。なお、平成27年、埋立承認取消しをめぐる執行停止決定の取消しを求めた抗告訴訟におきましては、これは和解の成立により取下げとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、知事公室長の答弁で、実質審理は行われていなかったという答弁がありました。玉城デニー知事が行った設計変更の不承認について、また、今回の抗告訴訟について実質審理が行われれば、沖縄県の正当性が明らかになると思います。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今年4月に国土交通大臣が行った県の不承認処分を取り消す判決について、

県としましては、まず1点として、今回の変更承認申請の内容が公有水面埋立法の要件を満たさず不承認処分は正当であること、もう一点、今般の不承認処分は、沖縄防衛局が固有の資格において受けたものであり、本件判決は権限の濫用としてなされたものであるというふうに考えております。令和3年7月のサンゴの是正の指示に係る最高裁判決におきましては、サンゴの特別採捕許可を求める農林水産大臣の是正の指示が適法か否かが争われ、当該許可の必要性等について審議が行われた結果、これは県敗訴となったものの、5名のうち2名の裁判官が反対意見を述べ、その内容は県の主張に沿ったものとなっていることから、今回の抗告訴訟におきましても公有水面埋立法に基づく不承認処分の適法性について、この審理が行われれば、知事の不承認処分の判断は適法であることが明らかになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 頑張ってください。

次に、90メートルの深さにある軟弱地盤の改良工事について、国内での工事の実績はあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 地盤改良工法のうちのサンドコンパクションパイル工法自体は一般的な工法とさせていただきます。しかしながら、設計概要変更で示されましたサンドコンパクションパイル工法の砂ぐいの打ち込み深度はマイナス70メートルとされており、国内実績で最も深いサンドコンパクションパイル工法の打ち込み深度はマイナス65メートルであることから、国内に前例のないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 その軟弱地盤について、最も深い海底でのピンポイントでの強度調査を行っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 水面下90メートルの深さまで軟弱地盤が確認されているB27地点について、地盤強度に関する力学的試験は行われておりません。県は、軟弱地盤の最深部が位置するB27地点において、粘性土層の性状確認に必要な力学的試験を実施していないため、地点周辺の性状等が適切に考慮されていないと判断をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 調査も行われていないと。

次、当初計画の工事費は幾らでしたか。設計変更によって工事費は幾らになるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 埋立てに関する工



事の費用ですが、当初計画では約2400億円とされており、変更承認申請におきましては、約7200億円となっております。その差額は約4800億円となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 工事費もどんどん大きくなっていくという答弁がありました。

次に、普天間基地の一日も早い危険性の除去と政府は言っているんですが、設計変更申請で完成まで何年かかるのか、政府が言う、辺野古が唯一に固執すればするほど、普天間基地が固定化されるのではないかと許してはなりません。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認となり埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となっております。このため県は、政府が辺野古が唯一の解決策との考えにとらわれることは、普天間飛行場の固定化を招くことになると考えておまして、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないことが明確となった辺野古新基地建設は、直ちに断念すべきであるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 政府が断念するまで、お互い団結して頑張っていきたいと思っております。

次に、自然環境破壊について、不承認とした具体的な説明を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 自然環境の影響でございますけれども、まず、県は事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について、水中音の調査を実施した上で、予測値と実測値を比較検討する措置を講じることなど、より精度の高い予測値に基づき環境保全措置を検討することも十分実行可能であると考えております。しかしながら、水中音の調査は行われていないため、適切に情報が収集されておらず、適切な予測が行われているとは言えないと考えております。また、サンドコンパクションパイル工法を実施することによ

り、海底地盤が最大約14メートル盛り上がる箇所について、海底生物の調査が実施されていないことから、環境に及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、適切な予測が行われているとは認められないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 新基地建設の反対の民意は、3回の県知事選挙や県民投票、合計4回も、圧倒的な民意が示されました。県知事選挙のさなかに行われた世論調査では、沖縄県では県内移設反対が68%、知事選挙後に行われた全国世論調査では、移設反対を唱えた玉城デニー知事が再選したにもかかわらず、移設を進める政府の姿勢を支持しないが57%を占めております。沖縄だけではなく全国世論にも広がっております。沖縄の民意を尊重し、政府は辺野古新基地建設工事を断念し、普天間基地の閉鎖・撤去を決断すべきです。県知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は今般、辺野古新基地建設の是非が明確な争点であった県知事選挙において、辺野古に新基地を造らせないという公約を掲げて当選をし、県民の負託をいただいたものというように考えております。また、辺野古埋立ての是非に絞って行われた2019年2月の県民投票におきましても、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されています。しかしながら、政府はこのような民意を一顧だにせず工事を強行し続けているということに対しては非常に遺憾であると言わざるを得ません。

私としては、今後とも県知事選挙や県民投票で示された民意を踏まえ、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に向けて全身全霊で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 政治は県民、それから国民の民意を尊重するのが一番肝要のことだと思います。皆さん力を合わせて、県民の民意を、辺野古新基地建設断念させるまで頑張っていきたいと思っております。私たちが全力で支えていきます。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第1号議案は、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査

することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（赤嶺 昇君） 次に、甲第1号議案について

は、総務企画委員会に付託いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、9月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

**午前11時50分散会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

会議録署名議員 末 松 文 信

令和4年9月26日

令和4年  
第5回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第2号）



令和4年  
第5回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録（第2号）

令和4年9月26日（月曜日）午前10時開議

## 議事日程第2号

令和4年9月26日（月曜日）

午前10時開議

第1 乙第1号議案（米軍基地関係特別委員長報告）

第2 甲第1号議案（総務企画委員長報告）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案

乙第1号議案 訴えの提起について

日程第2 甲第1号議案

甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光荣君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	48番	仲田弘毅君

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長 山城貴子さん 次 長 前田 敦君



議事課課長補佐 城間 旬 君  
主 幹 宮城 亮 君  
主 査 親富祖 満 君

政務調査課副参事 上原 毅 君  
主 幹 新垣 伸 弥 君  
主 幹 嘉陽 孝 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

この際、日程第1 乙第1号議案及び日程第2 甲第1号議案を一括議題といたします。

まず、乙第1号議案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長照屋守之君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 照屋守之君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（照屋守之君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案の議決議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会においては、知事公室長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第1号議案「訴えの提起について」は、埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る裁決取消請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、国土交通大臣が令和4年4月8日付でした変更不承認処分に係る裁決を取り消すこと、訴訟費用は被告の負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、これまで総額約2億円余りの予算で11件の訴訟をしてきたが、目に見える形で何が解決したのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの訴訟のうち、平成28年の和解により3件の訴訟が取下げに至ったこと、和解により平成28年3月4日から同年12月26日までの289日間工事が中断されたこと、訴訟により辺野古新基地建設問題についての国民世論を喚起するなど一定の効果があったものと考えている。また、県はこれまで普天間飛行場の辺野古移設の問題についての集中協議、政府・沖縄県協議会及び和解条項に基づく協議に関する作業部会など様々な形で政府との協議を行っているが、特に和解後の政府・沖縄県協議会において普

天間飛行場負担軽減推進会議の再開及び和解の協議に係る作業部会が4回開催されたことも大きな効果の一つであると考えているとの答弁がありました。

次に、これまでの辺野古の基地建設をめぐる訴訟を大きく2つに分けると、国の関与の取消しを求める訴訟と抗告訴訟があるが、その違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、国の関与の取消しを求める訴訟は、地方自治法に基づく訴訟である。当該訴訟は、国土交通大臣が行った裁決が行政不服審査制度を濫用した違法な関与であることを明らかにするため、沖縄防衛局が審査請求の適格を欠いていること、国土交通大臣が審査庁となり得ないこと等を主張している。一方、抗告訴訟は、行政事件訴訟法に基づき違法な裁決の取消しを求める訴訟である。この抗告訴訟では、裁決が違法なものであることを明らかにするため、審査請求の違法性等の主張に加え、県の承認取消しが適法に行われたものであり、裁決の判断が誤りであることについても併せて主張する考えであるとの答弁がありました。

次に、県民の命と暮らしを守る立場から、原点である普天間飛行場の危険性除去に対する関わり方をもっと強化しなければならないと考えるが、その取組はどうかとの質疑がありました。

これに対し、県はかねてから、政府に対して対話による解決の必要性和重要性を繰り返し述べてきた。沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げることは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じ連携して取り組むことが重要であり、そういった意味から、対話の必要性和違法行為の対応としての今回の訴訟は別であると考えている。県としては、政府に対して、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、辺野古新基地建設阻止、そして普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、訴訟を提起する意義及び公有水面埋立法に基づく審査の経過などについて質疑がありました。

採決に先立ち、無所属の会所属委員が退席し、採決の結果、乙第1号議案は可否同数となり、委員長裁決により、否決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、甲第1号議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

---

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

---

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、国土交通大臣が行った県の公有水面埋立変更不承認処分を取り消す裁決の取消しを求める抗告訴訟の提起に要する経費について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ598万3000円で、補正後の改予算額は、8883億3046万6000円である。

歳入の内訳は、繰入金である。

歳出の内訳は、抗告訴訟の提起に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の訴訟に関する費用は今後増額せずこの補正予算で完結するかとの質疑がありました。

これに対し、訴訟の提起に関してはこの補正予算で完結するが、弁護士の委託料以外に裁判所に提出する専門家の意見書等の作成があった場合には、それらの費用がかかることがあるとの答弁がありました。

次に、これまでの訴訟にかかった費用の内訳はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの訴訟に直接要した費用の総額は9420万6026円、弁護士への法律相談や国地方係争処理委員会への審査の申出、行政不服審査法に基づく審査請求に係る対応など、訴訟以外に要した費用の総額は9001万600円、訴訟等に係る出張など旅費の

総額は3954万1400円となっており、これらの合計額は2億2375万8026円であるとの答弁がありました。

そのほか、抗告訴訟を提起する意義や経緯などについて質疑がありました。

採決に先立ち、無所属の会所属委員が退席し、採決の結果、甲第1号議案は賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第1号議案及び甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 おはようございます。

会派沖縄・自民党の下地康教であります。

本議会甲第1号議案及び乙第1号議案について、反対の立場から討論を行います。

まず、当該議案の名称について申し上げたいと思います。

当該議案は、普天間飛行場代替施設用地公有水面埋立承認願書に係るものである。乙第1号議案の概要説明の中では、「普天間飛行場代替施設建設事業」と当該埋立事業を表記しているが、甲第1号議案の一般会計補正予算説明資料では、「辺野古新基地建設問題対策事業費」と表記がなされています。つまり、甲第1号議案と乙第1号議案の概要説明書の名称が異なっていることとなります。このような表記は、行政上異なる事業として取り扱われることとなります。元来、行政手続上、事業内容が同一のものであれば事業名を変えることがあってはならないはずであります。これまで行政は、取り扱う書類において、事業名が一字一句同一のものでなければ同一事業と見なさないことを民間及び県民に対して厳しく指導してきたはずです。ここに至って行政自らその原則を打ち破り、県民に対し、新たな基地を建設するための埋立事業であるかのごとく印象づけるため、あえて事業名を変えて行政を進める態度は改めるべきであります。これは、県民に対するまさに印象操作であります。同一事業内容であ



る事業名を意図的に変更することは、行政上不適切な行為であることをここに強く指摘しておきます。

次に、埋立承認に係ることです。

公有水面埋立法第43条では、国において埋立てが実施される場合は、都道府県知事の承認を受けることとなっています。また、同法第2条では、県を含む地方公共団体及び民間において埋立てが行われる場合、都道府県知事から免許を受けることになっています。国の機関である沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設用地公有水面埋立願書を県に提出し、2013年、平成25年12月、当時の仲井眞知事が埋立願書を承認し工事が着工されております。しかし、2015年、平成27年10月に当時の翁長知事は、一坪たりとも埋立ては許さないとして、仲井眞知事が承認した埋立てには瑕疵があるとし、埋立承認を取り消しました。それ以降、県と沖縄防衛局は、訴訟合戦を繰り返すこととなったのであります。

これまで本県においては、国や県及び市町村により港湾や漁港並びに道路整備などにおいて数多くの埋立事業が実施されてきた経緯があります。その件数を合わせると、100件近くが沖縄県知事の認可により埋立事業が実行されてきております。しかし、ここに至って、国による普天間飛行場代替施設用地公有水面埋立承認のみが、県知事から承認を受けた後、その承認が取り消されるという、いまだかつてない事態が発生しています。これは、明らかに公有水面埋立法による県知事の職権を悪用した不適切な行政行為であり、当該埋立事業を妨げる行為であります。これでは、本来の目的である普天間飛行場の早期危険性除去は遠のくばかりであります。

これまでの裁判の流れは、始めに2015年、平成27年10月の翁長知事の埋立承認取消しを受けて、埋立申請者である沖縄防衛局は、行政不服審査法に基づく承認取消しに対する審査請求と、その結論が出るまでの間、県知事の承認取消処分の効果を止めるための執行停止申立てを行い提訴をしております。これに対し、公有水面埋立てを所管する国土交通大臣は、2015年、平成27年10月に執行停止申立てを認め、承認取消しの効力を停止する判断を下しております。これにより、国土交通大臣が知事に代わって承認取消しの取消しが可能となり、沖縄防衛局は、同年11月に埋立承認取消しの取消しを求める代執行訴訟を福岡高裁那覇支部に提出しております。同年12月、当時の翁長知事は、国土交通大臣による承認取消しによる執行停止処分を違法とし、抗告訴訟を提起し、翌年2月には併せて国土交通大臣の執行停止処分の取消しを求

める関与取消訴訟を提起しております。

その後、これまでに提起された3つの訴訟は和解が成立し、埋立工事は一時ストップすることになりました。しかし、和解による工事再開のめどが立たない状況で国は、県の不適切な対応から埋立承認取消しを含む是正措置に県が従わないのは違法だとし、不作為違法確認訴訟を起こしております。裁判の結果、普天間基地の早期危険性除去のための埋立事業は、合理的であり、仲井眞前知事の当該埋立てに対する承認は合法的判断であるとし、それを取り消した翁長知事の行為は違法であるとの判決が下され、県は敗訴となっております。これにより、当該埋立事業は、知事により承認されたことが決定的となったのであります。

埋立承認が確定したにもかかわらず、それ以降、県による訴訟は敗訴が2件、係争中が3件となっております。今回の抗告訴訟は、12件目となるところであります。この事案の流れの中で、最も重要な裁判は、国から提起された不作為違法確定訴訟で県が敗訴したことにあります。つまり、この裁判で埋立承認を取り消した県知事の行政行為は違法であるとの判断が下されたこととなります。

これにより県は、判決の結果をすり替えていくこととなります。公有水面埋立法第2条において、埋立事業を行う者は、土地利用の内容及び埋立工事に係る設計図書を添付して都道府県知事に願書を提出することとなります。その際、添付される図書には、設計概要、つまり想定される埋立護岸などの設計図書が含まれています。もちろん、環境アセスメント調査結果の内容や埋立工事を実施する期間や事業完了後の環境影響予測評価も添付書類に含まれることとなります。

当初、埋立願書に含まれる設計図書を作成する場合、基礎的な調査においてその申請図面が作成されますが、ほとんどの場合、必ずと言っていいほど事業着手後、現場において当初願書に添付した設計図面に変更が生じてくる場合があります。その結果、埋立面積や用途の変更が生じてくることとなります。埋立事業の最も重要なことは、公有水面を埋め立てることによる土地利用の目的とそれに伴う埋立面積であります。それゆえに、設計図の変更が生じれば必ず埋立承認及び免許権者である都道府県知事に設計概要の変更申請を届け出なければなりません。これまで、100件近くの埋立事業において免許または承認を適切に認可してきた県知事が、普天間飛行場代替施設埋立工事のみに対して時間と費用を費やすことは、普天間基地の早期危険性除去どころか宜野湾市民の生命及び財産を守ることはできないということになります。

県は2016年、平成28年7月の不作為違法確認訴訟での敗訴により、当該埋立承認を認めざるを得なくなりました。そこで戦略を変え、公有水面埋立法による県知事の職権を濫用し、埋立者による変更申請届出に対し、その申請をことごとく不承認とする手段に切り替えたことが伺えます。

そこで県は、埋立者である沖縄防衛局による埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を公有水面埋立法による県知事の職権で2021年、令和3年に不承認としているところであります。それを受け沖縄防衛局は、国土交通大臣に行政不服審査請求を行ったところ、国土交通大臣より2022年、令和4年4月に県の変更不承認処分を取り消す旨の裁決が行われています。今回、県は国土交通大臣が裁決した変更承認処分を取り消す裁判を提起するため今議案の提出となっています。

今後予想される裁判の行方として、訴訟合戦が常態化することが予想されます。

これから発生するであろう公有水面埋立法による設計概要の変更申請等に対して、県は、国の申請をことごとく不承認とし、国はその結果を受け、それに基づく行政不服審査により県の不承認を退けていく。そして退けられた県は、さらに抗告訴訟を提起し裁判で争う。埋立事業が完了するまでに、今後、何回訴訟が提起されるのか。その不毛な訴訟の応酬によって沖縄県民が分断され、県民の血税が不要に浪費されていくこととなります。果たしてこれが県民の望む姿なのだろうか。ここに大きな疑問が湧いてきます。

普天間飛行場の代替施設建設は、26年前に日米両政府が最も危険な基地である普天間飛行場の全面返還の合意に基づいて約束されたものである。代替施設として決定された辺野古での埋立事業が、これまで11件の訴訟で費やした費用は2億2300万円に上り、今後訴訟が続く限り県民の費用負担はますます増加していく一方であります。

最後に、これまで申し上げたとおり、今後不毛な訴訟が繰り返されることが十分に予想されます。しかし現場では、既に埋立予定面積の約25%、37ヘクタールの公有水面が埋め立てられ、工事が進んでいるという現実であります。つまり、普天間飛行場代替施設である辺野古の埋立事業は、翁長知事が埋立承認取消し裁判に敗訴し、法的にその埋立てが承認され、これまで埋立工事が着実に実施されてきたという事実であります。

知事は、辺野古は一坪たりとも埋立てを許さないと公言していますが、現実には工事が進み陸地化が始まっ

ている状況があります。県知事が行っている裁判闘争は、もはや現実的ではないというふうに考えます。知事は、辺野古における埋立事業の現実を踏まえ、一坪たりとも埋立てを許さないのではなく、不毛な裁判闘争をやめ、この埋立事業をどのように決着させるのか国との交渉の扉を開き、打開策を探るべきである。

したがって、本議会に提案された2つの議案に対しては、反対の意見を表明し、議員諸氏の賛同を希望し反対討論を閉じます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

〔玉城健一郎君登壇〕

○玉城 健一郎君 おはようございます。

会派でいーだ平和ネットの玉城健一郎です。

乙第1号議案、甲第1号議案に対して賛成の立場から討論をいたします。

私が主張するのは主に3点であります。

まず1点目、今回のものに関して、公有水面埋立法の要件を満たしていないこと。

不承認とした理由として、変更承認申請の内容が、工期が当初の承認と比べ実質3倍以上になるなど、埋立ての必要性や国土利用上の合理性が認められないことに加え、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶB27地点において力学的試験を実施しておらず災害防止への配慮が不十分であること、さらに、工事に伴う水中音がジュゴンに影響を及ぼしていることが否定できず、地盤改良に伴い海底地盤が最大14メートルの高さまで盛り上がる箇所調査が不十分であるなど、公有水面埋立法「環境保全及び災害防止に付き十分配慮」の要件を満たしていないのは明らかである。県からの指摘にも答えず、ずさんな計画を出したことに対して不承認を出すのは当然のことだと私は考えます。

次に2点目、辺野古反対の民意であります。

辺野古新基地建設に反対する民意は、2014年及び2018年の知事選、そして今回の県知事選挙や2019年2月の県民投票で、揺るぎない形で明確に示されました。特に、辺野古埋立ての是非を問う県民投票では、投票総数の71.7%という圧倒的多数の辺野古埋立反対の民意を示し、その県民の民意を無視し、工事を強行していく国の姿勢は民主主義国家としてあるまじき行為だと言わざるを得ません。

また、日米安保をほとんどの国民が支持する中、国土面積0.6%のこの沖縄に約70%の米軍専用施設が集中する状況、それを戦後77年間も是正できていないどころか負担が増していることが問題の本質であります。普天間基地はもともと私たちの生活の場であっ



た。取られた土地を返してもらうのに、なぜ私たちが新しい土地を提供しなければならないのか。辺野古新基地建設は約12年かかるとされ、軟弱地盤も見つかり、本当に完成するかどうか、滑走路として使用できるのか分からないものとなっています。その間、宜野湾市民、県民は危険性と隣り合わせの生活を強いられなければならないのか。県内移設反対の圧倒的な民意がある中、本当に完成するかどうか分からない辺野古が唯一の解決策ととらわれていること自体が普天間の危険性の放置にほかならないと思います。

3点目、私人の救済措置を国が悪用していることについてです。

今回の裁決も含め、国が私人になりすまし、国民の権利利益の救済を目的とする行政不服審査制度を利用して、地方に関与する手法がまかり通れば、政府がその方針に従わない地方公共団体の行政処分に対し、強制的に意向を押し通すことができるようになり地方自治は崩壊いたします。このため、地方自治体が行った処分について、審査請求の申請を通じて大臣が関与する裁定的関与は、地方自治体が行った処分を取り消すことも可能であることから、地方分権改革に際し全国知事会等から問題が提起されています。

さらに、平成30年10月に沖縄防衛局が国土交通相に対して行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立てたことについて、全国の行政法研究者110人が、1、国が、公有水面埋立法により与えられた特別な地位、固有の資格にありながら、一般私人と同様の立場で審査請求を行うことは許されず違法行為にほかならない、2、撤回処分の適法・違法及び当・不当の審査を国という行政主体内部において優先的にかつ早期に完結させる意図から、国交相に審査請求等を行わせたことは、審査庁に特に期待される第三者性・中立性・公平性を損なわしめるものである、3、政府のこのような手法は、国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するものであり、法治国家にもとるものと言わざるを得ないとする声明を発表しています。

このように、国が自らの意向を地方に押し通すために、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いれば、地方自治はないがしろにされる。また、内閣の一員である国土交通大臣の行った裁決が、公平公正な判断であったとは到底言えません。

県が行った公有水面埋立法に基づき適正に行った不承認処分を取り消した裁決は違法であり、このような裁決を放置することはできず、今回訴えを提起することは当然のことであり、訴訟合戦という批判は当たら

ないと考えています。

以上のことから、乙第1号議案、甲第1号議案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 沖縄・自民党の座波一でございます。

甲第1号議案、乙第1号議案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。2つの議案は、普天間飛行場代替施設建設事業に関わる訴訟問題と一体的な議案であるため、一括して反対討論とします。

普天間飛行場の代替施設建設事業は、今から26年前の1996年、日米両政府の間で普天間飛行場の返還が合意され、その後、紆余曲折を重ね、2013年に仲井眞沖繩県知事が辺野古埋立てを承認したことにより始まった国の事業であります。

しかし、2015年10月、辺野古埋立てに反対の立場に転じた翁長前知事が、仲井眞元知事の承認に瑕疵があるとして承認を取り消して以来、沖縄県と国の裁判闘争が今日まで続いているのであります。この裁判闘争は、翁長知事時代の2015年から実に11件行われ、うち沖縄県は、現在係争中1件も含め5件が敗訴し、和解等による取下げが4件、係争中3件となっております。これまでの訴訟費用には、約2億2300万円の県民の血税が投入されているのであります。

また、敗訴となった全ての判決で上告、控訴が棄却されており、司法の場で明確に判断されております。同様の訴訟で上告や控訴が5回も棄却されるということ自体、沖縄県が辺野古の埋立てを阻止できる法的根拠がないということが司法の場で明確にされたのであります。法治国家において、法に基づいた行政を義務とする沖縄県は、政治と行政の在り方、行政権限と訴訟の関係について、いま一度整理しなければならないのではないかと。

普天間飛行場の代替施設建設事業による辺野古埋立てに反対する県民が多いという事実は尊重されなければならないと、また、その反対の意思は十分過ぎるほど示されております。しかし、日米合意に基づき普天間の危険性をなくすために、一日でも早く辺野古移設を進めることに対しても、それを理解し、容認する県民も多いのもまた事実であります。

このたび玉城知事は2期目の当選を果たしましたが、辺野古埋立て阻止という1期目における最重要公約を果たすことなく、2期目もまた辺野古阻止を訴えて当選したのでありますが、果たして玉城知事を支持し

た県民は本当に辺野古の埋立てを阻止できると考え期待しているのであろうか疑問であります。

我々県議会は、普天間移設問題の賛否に関する沖縄県民の潜在的な世論を尊重しつつも、辺野古に反対し続けなければならない政治の理屈で主導し、県庁挙げて裁判闘争を続けることが果たして沖縄県民に必要な県益につながるのか、未来の沖縄のための議論なのか、方向性を見いださなければならない、そのような時期に来ていると考えております。

上告や控訴が棄却され、敗訴が続いていることに、国が沖縄を門前払いし、沖縄県の自治権や県民の人権が侵害されているとする論調は、辺野古埋立事業に至る経緯から検証すれば、いかにも乱暴な理屈で自虐的であり、裁判制度そのものを否定するもので、これこそ民主主義をないがしろにするものであります。

辺野古の公有水面埋立ては、防衛省が公有水面埋立法という手続法にのっとって沖縄県と事前協議を重ね、沖縄県知事の免許を受け、埋め立てる権利を国から付与されるものであり、公有水面埋立法は埋立事業をあらゆる法律に沿って適正に進めるための法律であり、さらにこの承認手続に瑕疵がないことは裁判で証明されているのであります。

本会議の質疑に対して、普天間飛行場代替施設建設事業が進むことが本県の利益を侵害し、地域の自然環境を著しく侵害すると答弁していますが、普天間飛行場周辺の安全性確保のための基地の移設が、なぜ沖縄の自治権と県民の人権を侵害するのか、国が技術的に建設は十分に可能だとする軟弱地盤で、なぜ県は不可能と決めつけるのか、適正に承認を受けた環境保全対策を拒否しているのは沖縄県ではないか、沖縄県の論理はもう破綻していると言わざるを得ません。

また、県は今回提訴するに当たり、提訴の理由となる勝てる根拠を示すことができず、勝算のない訴訟は、まさに反対し続けざるを得ない政治闘争を裁判闘争にすり替えた時間稼ぎでしかないのであります。

また、裁判の判決を尊重するかの質疑に対し、現時点で裁判の結果に対する対応について予断を持って答えることはできないとし、一般論として行政は司法の判断を尊重すると答弁しています。何とも煮え切らない含みのある答弁であります。法治国家の行政機関の責任ある立場にある者として、判決に従うと明確に答えるべきではないでしょうか。あたかも沖縄県は、今回の判決の結果にかかわらず、まだまだ裁判を続けると言っているようなものであります。一体、沖縄県は裁判を何だと思っているのでしょうか。ただただ工事を引き延ばす手法でしかないということなんです。

これまで普天間飛行場の代替施設建設事業に関連する訴訟費用に約2億2300万円という膨大な血税を投入したにもかかわらず、その事業を完全に止めることもできず、その目的は達成しておりません。訴訟行為の費用対効果は全くないものであり、沖縄県の県益が守られているわけでもありません。

以上のことから、普天間飛行場の代替施設建設事業は今後も着実に進むことはもう確実であります。甲第1号議案と乙第1号議案による訴訟がその目的を達成する可能性がないことは明確であります。反対し続けることが目的となった政治闘争を、行政権限の恣意的濫用により裁判闘争へ持ち込んでいる。これらの訴訟行為は結果として県民に多大な負担を強いているわけであり、県益に反する非建設的な裁判闘争を一日でも早く終わらせるために、甲第1号議案と乙第1号議案の2つの議案に反対するものであります。

一人でも多くの議員諸氏の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 皆さん、こんにちは。

会派立憲おきなわ、國仲昌二でございます。

私は、乙第1号議案「訴えの提起について」及び甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の立場から討論を行います。

今回の抗告訴訟の提起は、沖縄防衛局が県に提出した公有水面埋立てに係る変更承認申請書について沖縄県が不承認処分を行ったことに対し、沖縄防衛局が国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づき審査請求を行い、国土交通大臣が県の不承認処分を取り消す裁決を行ったことを、沖縄県が不服として裁決の取消しを求めて抗告訴訟を提起するものであります。

沖縄県は、沖縄防衛局が提出した変更承認申請の内容が、工期を当初の承認と比べて実質3倍以上に長期化するなど、埋立ての必要性や国土利用上の合理性が認められないこと、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶB27地点において力学的試験を実施しておらず災害防止への配慮が不十分であること、さらに、工事に伴う水中音がジュゴンに影響を及ぼしていることが否定できず、地盤改良に伴い海底地盤が最大14メートルの高さまで盛り上がる箇所調査が実施されておらず、環境保全への配慮が不十分であることなど、正当な理由を挙げ不承認処分といたしました。

これに対し、沖縄防衛局長は、自らを私人と同じ立場として審査請求を行っていますが、国の機関たる沖縄防衛局長は私人では立ち得ない立場であるというの



は明らかで、今回の不承認処分も固有の資格において受けた処分に該当しており、今回の処分について私人として審査請求を行うことは認められるはずがなく、このような不適法な審査請求に対して行われた裁決は無効であると言わざるを得ません。

また、公有水面埋立法による埋立承認は、都道府県が処理する法定受託事務であるにもかかわらず、沖縄防衛局長が私人の立場で審査請求を行い、審査庁となり得ない国土交通大臣が承認取消処分を取り消す旨の裁決を行ったことは、違法な国の裁定的関与であり、沖縄県の持つ自治権を侵害するものであります。このことは、平成30年に沖縄防衛局が国土交通大臣に対し行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立てたことについて、全国の行政法研究者110人が、国が公有水面埋立法により与えられた特別な法的地位、固有の資格にありながら、一般私人と同様の立場で審査請求を行うことは許されず違法行為にほかならない、政府のこのような手法は、国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するものであり、法治国家にもとるものと言わざるを得ない旨の声明を発表したことでも明らかであります。

今回のように国が私人になりすまし、行政不服審査制度を利用して地方に関与し、政府の方針に従わない地方公共団体に強制的に意向を押し通そうとするやり方など、辺野古新基地建設に係る政府の対応は、米軍再編交付金を交付する基準の在り方や一括交付金の減額についての報道に見られることも含めて、民主主義国家、地方自治制度の根幹に関わる重大な問題を顕在化させております。

このようなことが許されるはずはなく、また、沖縄県が適正に行った不承認処分が、国の違法な裁決で取り消されることにより沖縄県の利益が侵害されることがあってはならず、今回、抗告訴訟を提起することは当然のことです。

よって私は、乙第1号議案「訴えの提起について」及び甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」について賛成するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い

願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより乙第1号議案及び甲第1号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、乙第1号議案は可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、甲第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、甲第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第5回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午前10時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

会議録署名議員 末 松 文 信